

PRESS INFORMATION

報道関係の皆さま

株式会社 ノジマ

東京都 結婚応援事業 TOKYOふたり結婚応援パスポート協賛

株式会社ノジマ（神奈川県横浜市、代表執行役社長・野島廣司）は、東京都生活文化局が推進する東京都結婚支援事業「TOKYOふたり結婚応援パスポート」に賛同し、2022年4月1日より東京都内の家電専門店ノジマ全店で結婚応援サービスを提供いたします。

当社では、従業員の満足度の向上や、少子化などの社会の課題解決に貢献したいという思いから、社内婚活イベント「NOJIKON」という取り組みも行っております。結婚を希望しながらも一歩を踏み出せない方を後押しするという「TOKYOふたり結婚応援パスポート」のコンセプトに共通するものを感じ、この度の取り組みに参加することといたしました。

近年出生数の減少から、人口減少の加速が懸念されています。その中で、協賛を通じて結婚するおふたりを祝福し、社会全体で結婚に向けた気運を醸成してまいります。



(協賛店ステッカー)

●「TOKYO ふたり結婚応援パスポート」とは

東京都では、結婚を希望しながらも一歩を踏み出せない方を後押しするため、結婚に向けた気運の醸成に取り組んでいます。その取り組みの一環として、「1年以内に結婚を予定している婚約カップル」「結婚してから1年以内の新婚カップル」を対象に、「TOKYO ふたり結婚応援パスポート」を交付しております。このパスポートを提示することにより、各協賛企業が提供する結婚応援サービスを受けることができる取り組みです。

東京都に住んでいないカップルでも、都内の対象店舗でサービスを受けることができます。

TOKYO ふたり結婚応援パスポート公式 HP : <https://www.futari-passport.metro.tokyo.lg.jp/>

●当社提供特典

①ノジマ来店オリジナルエコバックプレゼント

ご来店時にパスポートをご提示いただくだけで、お祝いの品としてノジマエコバックをプレゼント

ントいたします。

②ネットプリント写真 10 枚まで無料クーポンプレゼント

当社指定ネットプリント (<https://pg-nj-ja.fujifilm.com/>) にてご注文いただいた際に、お写真 10 枚分を無料プレゼントいたします。

※注文後の店頭支払い時クーポンを使用いただけます。

ぜひ超高画質写真プリントで 2 人の思い出を残してください。

③スマホ本体購入時に使える 11,000 円分ポイントプレゼント

ドコモ・au・ソフトバンクの携帯・スマホご購入時に使えるポイントをプレゼントいたします。

ご結婚を機に家族割などを組んで、ランニングコストを抑えるお手伝いをいたします。

●対象店舗

東京都内の家電専門店ノジマ全店

※対象店舗一覧はこちら：https://www.nojima.co.jp/shop/store_prefecture/tokyo/

当社では従業員の結婚、出産や子育てについても応援し、ライフスタイルの変化に合わせた働きやすい環境を整備に努めております。

・社内婚活イベント「NOJIKON」の開催

従業員に幸せになってもらい、さらにモチベーションアップにつなげたいという従業員の発案から、婚活プロジェクトとして「NOJIKON」を2017年より開催。

2017年度はクルージング船ロイヤルウィングの一室を利用。2018年度はロイヤルパークホテル 70階、2019年度はアニヴェルセルみなとみらい横浜（結婚式場）で開催しました。婚活イベントに参加する従業員の負担はなく、会社が費用を全額負担しております。

https://www.nojima.co.jp/wp-content/uploads/2021/12/20211228-press_information-nojikon-1.pdf

※2020年以降は新型コロナウイルス流行のため自粛

・夫婦手当

ノジマの従業員同士で結婚した夫婦には、夫婦両方がノジマに勤めている間、それぞれに毎月 5,000 円（世帯で毎月 1 万円）を支給します。

・育休、産休制度

産休・育休後に復帰したいという従業員の希望にはすべて応えており、復帰率も 82%と子育てと仕事を両立している社員が多くいます。

・短時間勤務制度

従業員の子供が小学校 4 年生終了時まで短時間勤務が可能です。

・不妊治療の補助金制度

夫婦両方もしくはどちらかが不妊治療を行う際にかかる実費に対して、上限 60 万円までとして、3 年間で上限に会社が負担します。自治体による補助との併用も可能です。

・学業支援制度

従業員の子供が高校、専門学校、短期大学又は大学に入学した際に学業費に対する支援として、規定により最低 30 万円～最大 100 万円の支援金が従業員に支給されます。

・ひとり親家庭手当

ひとり親家庭の従業員には、手当として月額 5,000 円が支給されます。



・看護休暇

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する者（日雇者を除く）がひとり親家庭の場合は、子どもが1人の場合最大10労働日、2人以上の場合最大20労働日を限度として、看護休暇の取得が可能です。※1 従業員本人が、扶養者の場合のみ。

今後もノジマは、自社従業員に対しての取り組みに加え、地域社会の取り組みへも参画し、微力ながら日本の未婚化・少子化問題にも貢献できるよう、活動を続けてまいります。

<取材・お問い合わせ窓口>

株式会社ノジマ

総務グループ 広報担当 守谷(モリヤ)・中村(ナカムラ)

TEL: [050-3116-1234](tel:050-3116-1234) E-Mail: pr@nojima.co.jp
